

# 岐阜県建設人材育成企業登録及び ぎふ建設人材育成リーディング企業認定を引き続き受けられる方へ

技術検査課 建設人材育成係

現在お持ちの「岐阜県建設人材育成企業登録」及び「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定」を、その有効期間満了後も引き続き受けたいことを希望される場合は、県の指定する受付期間内に必要書類を提出する必要があります。

## 1. 登録企業の方（認定企業の方は下記「2」をご参照ください。）

### (1) 対象となる登録企業

- ・ 第5回（令和元年10月）までに登録のみを受けた企業で、その後更新登録を受けていない企業

＝登録の有効期限が「令和4年12月31日」の企業

※有効期限の確認方法については、自社の「岐阜県建設人材育成企業登録通知書」にてご確認ください。

【岐阜県建設人材育成企業登録通知書】

技第〇〇〇号  
令和元年〇月〇日

株式会社 \*\*建設  
代表取締役 岐阜 太郎 様

岐阜県知事 古田 肇

印

### 岐阜県建設人材育成企業登録通知書

岐阜県建設人材育成企業登録制度実施要綱第5条第1項の規定に基づき、貴社を岐阜県建設人材育成企業として下記のとおり登録しましたので通知します。

記

登録番号 : T〇〇〇〇〇〇〇〇  
登録年月日 : 令和元年〇〇月〇〇日  
登録の有効期限 : 令和4年12月31日

### (2) 提出書類

- ・ 様式第1号（第4条関係）「岐阜県建設人材育成企業登録届出書」1部

### (3) 提出期間

- ・ 第8回（令和4年度）の登録届出期間内  
（令和4年7月1日から令和4年8月31日）

### (4) 登録された場合の有効期間

令和7年12月31日まで

(5) その他注意事項

- ・登録届出書は県の指定する受付期間以外に提出をすることはできません。登録の有効期間が令和4年12月31日で満了する方で、引き続き登録を受けることを希望される場合は必ず第8回（令和4年度）の受付期間内にご提出をお願いします。

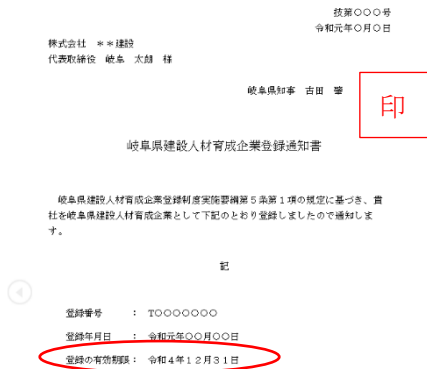
2. 認定企業の方（登録企業の方は上記「1」をご参照ください。）

(1) 対象となる認定企業

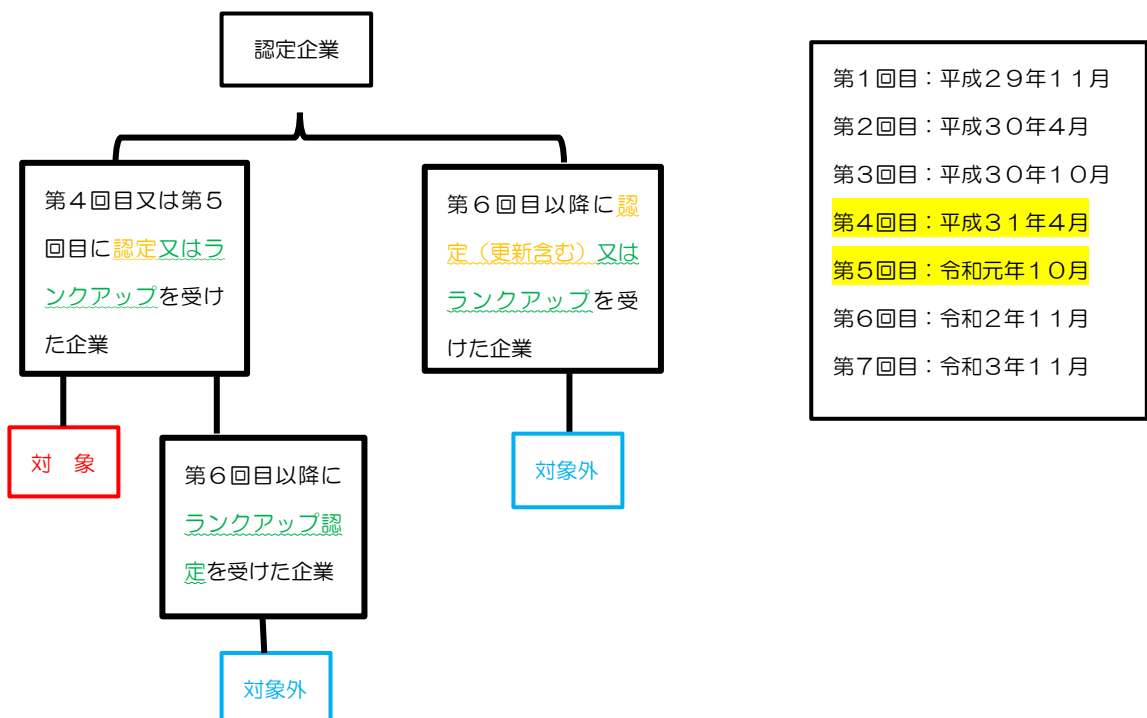
- ・第5回（令和元年10月）までに新規認定又はランクアップ認定を受けた企業で、その後ランクアップ認定又は更新認定を受けてない企業  
＝認定の有効期限が「令和4年12月31日」の企業

※認定の有効期間は、認定の通知日から登録の有効期間満了日です。有効期限の確認方法については、最新の「岐阜県建設人材育成企業登録通知書」にて登録の有効期限をご確認ください。

【岐阜県建設人材育成企業登録通知書】



【対象企業】



(2) 提出書類

- ・様式第1号（第4条関係）「岐阜県建設人材育成企業登録届出書」1部
- ・様式第2号（第7条関係）「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定申請書」1部  
又は、様式第3号（第9条関係）「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定ランク  
変更申請書」1部
- ・別紙「認定指標取組み内容」1部
- ・取組み内容確認書類それぞれ1部

※過去の認定審査の際に確認をさせていただいている書類についても、今回の認定の際には、再度全ての書類をご提出いただきますようよろしくお願いいたします。

※様式は変更となる可能性がございます。その際はホームページに掲載しますので、適宜ご確認願います。

(3) 提出期間

- ・第8回（令和4年度）の登録届出及び認定申請期間内  
（令和4年7月1日から令和4年8月31日）

(4) 登録及び認定された場合の有効期間

令和7年12月31日まで

(5) その他注意事項

- ・登録届出書及び認定申請書は県の指定する受付期間以外に提出をすることはできません。登録及び認定の有効期間が令和4年12月31日で満了する方で、引き続き登録及び認定を受けることを希望される場合は必ず第8回（令和4年度）の受付期間内にご提出をお願いします。
- ・今回の申請は従前の認定ランクを引き続き保証するものではありません。認定有効期間満了後の御社の状況を審査基準に照らして改めて審査させていただくものですので、基準に満たない場合は、不認定、ランクの降格の可能性がありますのでご了承ください。

【問い合わせ先】

岐阜県庁 県土整備部 技術検査課 建設人材育成係

Tel : 058-272-8499（直通）

e-mail:c11656@pref.gifu.lg.jp